

## 平成 24 年度イノシシ保護管理検討会 議事概要

- 日時：2013 年 1 月 28 日（月）14:00～16:15
- 場所：（一財）自然環境研究センター 9 階会議室
- 出席者

### 〈検討委員〉

坂田 宏志	兵庫県立大学自然・環境科学研究所 准教授
小寺 祐二	宇都宮大学農学部附属里山科学センター 特任助教
竹内 正彦	農研機構中央農業総合研究センター 主任研究員
平田 滋樹	長崎県農林部農政課鳥獣対策班 係長
横山 真弓	兵庫県立大学自然・環境科学研究所 准教授

### 〈事務局〉

堀内 洋	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 鳥獣保護管理企画官
山本 麻衣	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 室長補佐
永野 徹	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 室長補佐
松本 純治	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 室長補佐
千葉 康人	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 共生事業係長
常田 邦彦	一般財団法人 自然環境研究センター
黒崎 敏文	〃
加瀬 ちひろ	〃

### ●議事：

- (1) 検討会について
- (2) イノシシの保護管理の現状と課題
- (3) 保護管理レポート案について

### ●議事概要：

#### (1) 検討会について

- イノシシ保護管理検討会開催要綱（案）について、検討委員より承認いただき、検討会開催当日の日付をもって開催要綱とした。

#### (2) ニホンジカの保護管理の現状と課題

- 資料 1-1 イノシシの保護管理の現状について事務局より説明  
(委員) 農業被害額の推移について、防護柵などによる被害管理によって被害が減少している地域があるにもかかわらず、全体としては横ばいから増加傾向。新しく被害が発生している地域の増加が示唆される。  
(委員) 安易に箱わなによる捕獲が広まることで、不適切な餌付けによる人馴れの

進行や人身被害の発生が懸念される。捕獲状況の把握や、適切な捕獲方法（餌の撒き方、捕り残しをしないなど）の周知を行う必要がある。

(委員) イノシシによる人身被害について、集計データがあると良い。

→市町村での集計になると思うが、収集状況に差が出ると考えられる。(委員)

→人家の庭先に出没するなどの情報を収集できるように、システム化できると良いのではないか。(委員)

(委員) 六甲のイノシシは、生活ゴミや餌やりによる餌付けにより、人と餌を結びつけて学習している。そのため、出会い頭の事故なども発生しており、注意喚起が必要である。全国的には、死亡事故になるケースもある。

(委員) 狩猟免許所持者について、凡例では 60 歳以上がまとめられているが、60 代は現役であるため、60~69 歳、70~79 歳、80 歳以上の 3 段階に分けて集計値をとらえた方が良いのではないか。

● 資料 1・2 特定鳥獣保護管理計画の策定状況（第 10 次と第 11 次計画）について 事務局より説明

(委員) 特定計画の内容として、イノシシ個体群の評価が全くされていない。予算や人員を確保し、年齢構成や推定生息頭数などによる個体群評価も行うべき。

→個体群評価をする場合にも、必要なモニタリング項目を精査する必要がある。

(委員)

→特定計画のモニタリングとして行うには、年齢査定はコストがかかり、不向き。研究として大きなサイクルの中で実施すべき。(委員)

→県担当者としては、各モニタリング項目の意義や調査・分析方法、費用などを明確にして、選択肢を示してもらえると取り組みやすい。(委員)

(委員) 未だに自然増加率を 1.178 として、推定生息数を算出している計画があることは問題だと思う。

→改訂したガイドラインでは、増加率 1.178 の記載を削除したが、使ってはいけないとしていない。(事務局)

→正確でなくても、現状の全国的な自然増加率がわかると、都道府県にとっては情報の 1 つとして有用だと思われる。(委員)

(委員) 特定計画の枠組みに限界があるため、被害対策に関する記載（組織連携、地域計画・下位計画の記載など）が乏しいのではないか。これらの記載を特定計画の中に、初めから入れ込むような形式に変えるべき。もっと大きな枠組みでの管理計画とする必要がある。

→農業被害を除けば、イノシシという動物をどう管理していくのか、方針を立てるのが難しい。(委員)

→イノシシ保護管理計画の枠組み（被害対策、分布管理、農地周辺以外に生息する個体をどうするかなど）を、もっと広げていく段階になったと思う。(事務局)

(委員) 年によって、イノシシの捕獲しやすさは変化する。各県の捕獲数の推移に

ついて、容易に捕獲できた結果なのか、苦勞しての結果なのかを把握することも、現状把握として必要ではないか。

● 資料2 イノシシ保護管理に関する重要課題と対応の方向性について事務局より説明

(委員) 課題1 (イノシシ個体群管理の方針が明確ではない) に、イノシシの好適環境を除去する意味での生息地管理も含めるべき。また、特定計画には狩猟だけでなく、許可捕獲に関しても、もっと記載内容を充実させた方が良い (個体数調整を行うための許可捕獲こそ、本来は特定計画でも記載されるべき)

(委員) 個体群管理として、人や家畜への感染症対策 (接触、咬傷などによる) も含めるべき。

→家畜への感染症対策としては、家畜側の衛生管理が行われているので、イノシシ側の管理は (現状では) さほど必要ないと思われる。(委員)

(委員) イノシシの繁殖能力や学習能力の高さが、被害の深刻化を助長している。毎年度作成するレポートの内容として取り上げ、新しく被害が発生している地域や、分布拡大の可能性がある地域に対して、初期対応の重要性を周知して欲しい。

(委員) 「地域ぐるみ」と言っても地域だけに任せるのではなく、行政も役割を持つべき。個人、集落、行政で、イノシシによる被害対策の役割分担を明確にする必要がある。また、特定計画と鳥獣保護管理事業計画で整合性をとる必要がある。

→特定計画と鳥獣保護管理事業計画が分かれているため、良い部分もあるが、特措法に基づく市町村の被害防止計画を含め、関連計画の整合性をとるべき。

(委員)

→鳥獣保護管理事業計画で大きく枠組みを決めて、各獣種については特定計画で細則を決めるとするなど、対応の記載漏れがなければ法的には問題ない。(事務局)

(委員) 課題1では、イノシシ個体群管理の方針が明確ではないとしているが、どこまで明確にする必要があるか議論の余地がある。

(委員) 分布管理について、自然分布は管理対象にならないと思うが、議論する必要があるか。

→高山帯や人家周辺など、分布されては困る地域への分布拡大については、議論の必要がある。(事務局)

(委員) 基本認識として、「総個体数の低減」は被害対策として直接的ではないため、「被害個体の除去」と「総個体数の低減」を並列して記述すべきでない。

(委員) 総個体数の低減については、捕獲だけでなく生息地管理 (人為的な餌提供の防止や好適環境の除去) により制御を行うべきであり、記載内容に含めるべき。

### (3) イノシシの保護管理に関するレポート(案)について

- 資料3 イノシシの保護管理に関するレポート(平成24年度版)(構想イメージ案)について事務局より説明

(委員) 施策を実施する上での予算確保の方法については、Q&A形式が使いやすいのではないかと。

→Q&A形式だけでは、初めて取り組む担当者には説明が足りないと思われる。

(委員)

(委員) 特定計画に係わる施策を実施するには、予算の確保が課題になる。レポートの発行時期により限界があると思うが、可能な範囲で毎年実施される事業について記載があると、県担当者は取り組みやすい。

(委員) 捕獲に関して、県で集計している項目、捕獲・調査体制、注意点などの事例が紹介されると、県担当者の参考になるのではないかと。

(委員) レポートの前半は保護管理計画の現状や考え方について、後半は具体的な取組事例について取り上げる構成になっているが、イノシシ管理の現状として、計画数などの具体的な数値も入れた方が、後半とのつながりが良い。

→特定計画全体の集計については、具体的な記載があった方が有用だと思われる。(委員)

(委員) ガイドライン指摘事項の「イノブタ問題」という項目について、誤解を招く可能性があるため、「人為的分布拡大の防止」などの言葉に変えた方が良い。

→人為的分布拡大は阻止すべきなので、課題にも含めるべき。(委員)

→人為的分布拡大は法的な規制がないが、阻止すべき事項として認識している。

(事務局)